

岩手社保協ニュース

2022 年 2 月 28 日（月）No2（通刊 124 号）

〒020-0015

盛岡市本町通 2-1-36 浅沼ビル 6F

TEL・FAX 019-654-1669

E-mail i-shahokyo@aurora.ocn.ne.jp

年金は下がり、75 歳以上医療費 2 倍化が狙われているもとで 22, 23 年度 **県後期高齢者医療保険料引き上げ** 均等割 40, 900 円（2, 900 円増）＋所得割 7.36%（据置き）

一人あたり平均保険料は年 51, 224 円に

県後期高齢者医療広域連合議会は 2 月 16 日、定例会を開催し、22、23 年度の保険料引き上げ等の条例案を可決しました。

保険料は均等割の年額を 21・22 年度の 38,000 円から 2,900 円引き上げて 40,900 円とし、所得割は 7.36% に据置くとしました。この結果、約 12 億円の負担増となり、一人あたりの平均保険料額は年 51,224 円になります。また、保険料限度額は 64 万円から 66 万円に引き上げました。

安徳議員：厳しい生活事態を踏まえ据え置きを！

安徳壽美子議員（日本共産党北上市議）は、「年金は下がる一方で、介護保険料の負担増や消費税増税などで高齢者の生活は苦しい状況に置かれている。10 月からは医療費窓口負担の 2 割引き上げが予定されており受診控えの恐れもある。こうした実態を踏まえ、保険料は据置くべきです」と主張し、考え方を質しました。



安徳壽美子議員

広域連合は「年金が下がる中で、引き上げるのは心苦しい」としつつ、引き上げの理由を①22 年度から 25 年度までの 4 年間の財政見通しで財源不足が生じる②団塊世代の後期高齢者への移行に伴う被保険者の大幅な増加③医療の高度化等により、医療給付増が見込まれる④後期高齢者負担率が増加することなどから、22、23 年度は計 38 億円の財源不足が生じるためと説明しました。このため、財政調整基金約 18 億円と県財政安定化基金約 8 億円を活用し、保険料率の大幅な上昇抑制をはかったとしています。

負担増の連続で高齢者のいのちと暮らしは・・・

今回の均等割の引き上げは「14 年度以来」としていますが、この間の国による「特例軽減」の改悪によって、実質的な負担増が行われてきました。

後期高齢者医療制度には、世帯の所得に応じた均等割の軽減措置（7 割・5 割・2 割）が設けられています。

7 割軽減の低所得者には、私たちの運動によって、制度創設当初から 9 割もしくは 8.5 割の「特例軽減」が設けられました。その後、国は消費税 10% を前提に「特例軽減」の廃止を決め、段階的に縮小しました。そして、9 割軽減は 20 年度から、8.5 割軽減は 21 年度から本則の 7 割軽減にされました。その結果、9 割軽減だった人の均等割額は年 3,800 円から 3 倍の 11,400 円に、8.5 割軽減だった人は年 5,700 円から 2 倍の 11,400 円に引き上げられました。

滞納者数は 21 年 6 月 1 日時点で 851 人。短期保険証の発行は同時点で 166 人です。また、被災者の後期高齢者医療費窓口負担の免除終了（21 年 12 月末）の対象者は 5,563 人で受診抑制が危ぶまれています。

均等割の引き上げは、負担増にあえぐ高齢者に、更なる追い打ちをかけるものでしかありません。

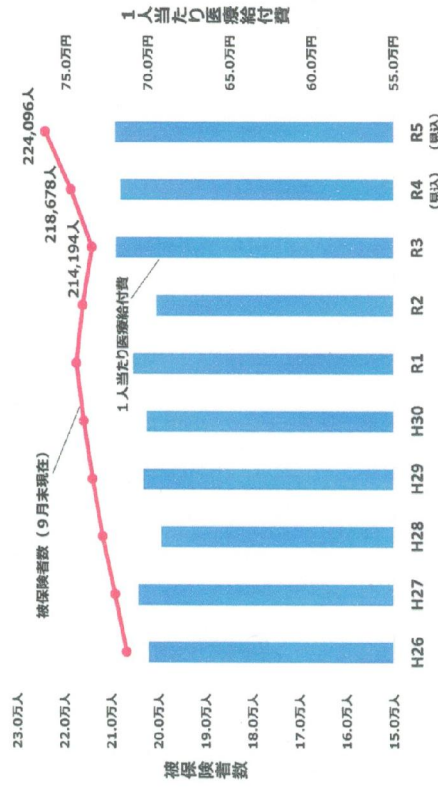
75 歳以上医療費窓口負担 2 倍化反対の声を！

75 歳以上の窓口負担 2 割となる対象者は、広域連合によると全県で 30,400 人、被保険者数 21 万 4,194 人の 14.2% を占めています。22 年度は被保険者数が 5 千人増える見込みであり、2 割負担の対象者数も増える可能性があります。受診抑制につながる 75 歳以上医療の窓口負担 2 倍化は何としても止めなければなりません。

1 概要

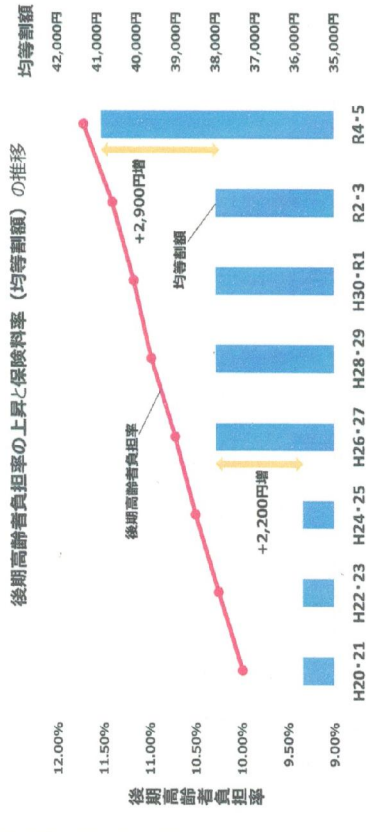
- 保険料は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項で、「おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならぬ」と規定しており、**2年ごとに保険料率の見直し**を行うこととされている。
- 令和4年度から令和7年度までの4年間の財政見直しを行ったところ、**現行保険料率のままでは財源不足が生じることが見込まれるため、当面、令和4・5年度において、保険料率の引き上げが避けられない状況にある。**
- 保険料率の引き上げが必要となる要因としては、「団塊の世代」の加入による被保険者数の大幅な増加や医療の高度化等により年々増加する**1人当たり医療給付費**の影響による医療給付費総額の増加、後期高齢者が保険料で負担するべき率を表す**後期高齢者負担率**の上昇が挙げられる。
- 保険料率の激変緩和の観点から、財政調整基金の活用と**県財政安定化基金**(交付申請予定)からの財政支援により、保険料率上昇の大幅な抑制を図ることで調整している。
- このことから、**令和4・5年度保険料率**については、『**均等割額40,900円(+2,900円)・所得割率7.36%(据え置き)**』に改定しようとするものである。

2 被保険者数と1人当たり医療給付費の推移



- 平成30年度から令和元年度までの年度平均被保険者増加数は約1,700人であったが、**令和4年度以降は、「団塊の世代」の年齢到達により、年度平均増加数は約5,000人となる見込みで、被保険者数の急激な増加が見込まれる。**
- 1人当たり医療給付費は、医療技術の発展や新医薬品開発などの医療の高度化等により年々増加している。
- 令和2年度は、診療報酬改定のマイナスイメージと新型コロナウイルス感染症の影響による受診控えなどにより、平成28年度の水準と同程度まで低下したが、令和3年度は増加傾向にある。
- 令和4年度は、診療報酬改定▲0.94%と大幅なマイナス改定であること、令和4年10月から開始される窓口負担見直し(1割→2割)が行われることから、1人当たり医療給付費は抑制されると見込まれる。

3 後期高齢者負担率の上昇と保険料率の推移



後期高齢者負担率と後期高齢者の保険料と現役世代からの支援金の関係

年度	均等割額	所得割率	後期高齢者負担率	公費 (国・県・市町村)	現役世代からの支援金	後期高齢者の保険料
H20	35,800円	6.62%	10.00%	50.00%	39.74%	10.00%
H21			10.26%	50.00%	39.49%	10.26%
H22			10.51%	50.00%	39.27%	10.51%
H23			10.73%	50.00%	39.01%	10.73%
H24			10.99%	50.00%	38.82%	10.99%
H25			11.18%	50.00%	38.59%	11.18%
H26			11.41%	50.00%	38.28%	11.41%
H27			11.72%	50.00%	38.00%	11.72%
H28				50.00%		
H29				50.00%		
H30				50.00%		
R1				50.00%		
R2				50.00%		
R3				50.00%		
R4				50.00%		
R5				50.00%		
R4・5 (予定)	40,900円	7.36%				

- 後期高齢者負担率は、制度発足当初は10%の設定であったが「**現役世代人口の減少**」による**現役世代1人当たりの負担の増加**を、**後期高齢者と現役世代で折半する仕組み**となっており、人口の高齢化が進む日本の人口構造では、**年々上昇**する。
- 後期高齢者負担率の上昇に応じて、現役世代の支援金の割合が減少し、後期高齢者の保険料が増加するため、保険料で賄うべき範囲が増え、**保険料率の引き上げが必要**となる。

【参考】 保険料率の試算割合 (均等割額と所得割額の比率)

- 試算割合は、**均等割額と所得割額の2:1の比率**を意味しており、若手県後期広域連合の所得係数:0.6432544307から計算した令和4年度以降の試算割合は、**均等割額:所得割額 = 61:39**となる。



※所得係数: 若手県広域連合の1人当たり収入に占める平均所得を47郡市所管広域連合の1人当たり収入に占める平均所得で表している。

令和4・5年度後期高齢者医療保険料率の改定案について

【参考】 保険料率改定に伴う保険料額比較

【モデルケース1】単身世帯で、被保険者が年金収入のみの場合

年金収入額		80万円	153万円	168万円	178万円	196.5万円	210万円	220万円	235万円	250万円	282万円	300万円
令和2・3年度	均等割額 【38,000円】	7割軽減 11,400円	7割軽減 11,400円	7割軽減 11,400円	5割軽減 19,000円	5割軽減 19,000円	2割軽減 30,400円	2割軽減 30,400円	38,000円	38,000円	38,000円	38,000円
	所得割額 【率:7.36%】	0円	0円	0円	11,040円	18,400円	41,952円	49,312円	52,992円	71,391円	87,584円	108,192円
	保険料額	11,400円	11,400円	22,400円	37,400円	51,000円	72,300円	79,700円	90,900円	109,300円	125,500円	146,100円
令和4・5年度	均等割額 【40,900円】	7割軽減 12,270円	7割軽減 12,270円	7割軽減 12,270円	5割軽減 20,450円	5割軽減 20,450円	2割軽減 32,720円	2割軽減 32,720円	40,900円	40,900円	40,900円	40,900円
	所得割額 【率:7.36%】	0円	0円	0円	11,040円	18,400円	41,952円	49,312円	52,992円	71,391円	87,584円	108,192円
	保険料額	12,200円	12,200円	23,300円	38,800円	52,400円	74,600円	82,000円	93,800円	112,200円	128,400円	149,000円
保険料率改定 影響額		+800円	+800円	+900円	+1,400円	+1,400円	+2,300円	+2,300円	+2,900円	+2,900円	+2,900円	+2,900円

所得割率
繰上乗率により
影響なし

【モデルケース2】夫婦2人世帯で、夫は年金収入のみ、妻は年金収入80万円以下の場合

夫の年金収入額		80万円	153万円	168万円	178万円	196.5万円	210万円	220万円	235万円	250万円	282万円	300万円
夫	均等割額 【40,900円】	7割軽減 12,270円	7割軽減 12,270円	7割軽減 12,270円	5割軽減 20,450円	5割軽減 20,450円	5割軽減 20,450円	5割軽減 20,450円	20,450円	20,450円	20,450円	20,450円
	所得割額 【率:7.36%】	0円	0円	0円	11,040円	18,400円	41,952円	49,312円	52,992円	71,391円	87,584円	108,192円
	保険料額	12,200円	12,200円	23,300円	38,800円	52,400円	62,300円	69,700円	83,300円	103,000円	109,200円	149,000円
妻	均等割額 【40,900円】	7割軽減 12,270円	7割軽減 12,270円	7割軽減 12,270円	5割軽減 20,450円	5割軽減 20,450円	5割軽減 20,450円	5割軽減 20,450円	20,450円	20,450円	20,450円	20,450円
	所得割額 【率:7.36%】	0円	0円	0円	11,040円	18,400円	41,952円	49,312円	52,992円	71,391円	87,584円	108,192円
	保険料額	12,200円	12,200円	23,300円	38,800円	52,400円	62,300円	69,700円	83,300円	103,000円	109,200円	149,000円
世帯合計	均等割額 【40,900円】	7割軽減 12,270円	7割軽減 12,270円	7割軽減 12,270円	5割軽減 20,450円	5割軽減 20,450円	5割軽減 20,450円	5割軽減 20,450円	20,450円	20,450円	20,450円	20,450円
	所得割額 【率:7.36%】	0円	0円	0円	11,040円	18,400円	41,952円	49,312円	52,992円	71,391円	87,584円	108,192円
	保険料額	12,200円	12,200円	23,300円	38,800円	52,400円	62,300円	69,700円	83,300円	103,000円	109,200円	149,000円
保険料率改定 影響額		+1,600円	+1,600円	+1,700円	+2,800円	+2,800円	+2,800円	+2,800円	+2,800円	+4,600円	+4,600円	+5,800円

※上記2表の中に記載している保険料額は、実際の保険料額計算と同様に、均等割額と所得割額の合計した額の100円未満切り捨て（端数処理）を行った額となっている。

【保険料率改定に伴う被保険者保険料額の影響額】

- 保険料率改定「均等割額+2,900円・所得割率繰上置き」であるため、被保険者の保険料額への影響は、均等割額部分のみとなり、被保険者1人当たりの増加する保険料額は最大で2,900円・最小で800円となる。

「いのち・暮らし・社会保障を立て直せ！」全国一斉宣伝行動 子どもの医療費 18 歳まで無料に！75 歳以上の医療費窓口負担 2 倍化中止を！ ロシアによるウクライナ侵略中止も訴える

県社保協は 2 月 25 日（金）、中央社保協が提起した「いのち・暮らし・社会保障を立て直せ！」全国一斉宣伝行動を昼休み時間に県庁前で行いました。宣伝行動には、22 国民春闘盛岡地域行動参加者など約 20 人が参加しました。

県社保協の鈴木事務局長は、冒頭で「ロシアによるウクライナ侵略の暴挙は、今日の世界において決して許されるものではなく、怒りを込めて糾弾する」と訴えました。子ども医療費を 18 歳まで無料化すること、10 月から予定されている 75 歳以上の医療費窓口負担 2 倍化の中止を訴えました。



断固糾弾と訴える鈴木事務局長



わたし☆まちフォーラム in いわて 2021 コロナ禍における岩手の地域と暮らし

NPO 法人岩手地域総合研究所は 2 月 26 日（土）、24 の共催団体とともに「わたし☆まちフォーラム in いわて 2021」を開催しました。今年度は「コロナ禍における岩手の地域と暮らし」をテーマに、午前中は記念講演、午後は「自治・まちづくり」「産業・労働」「くらし・保健・福祉」「子育て・教育」の 4 つの分科会が行われました。

最初に、岩手地域総合研究所の井上博夫理事長が、フォーラムの趣旨とコロナ対策をめぐる状況について報告しました。

講演は盛岡市保健所の矢野亮佑所長が「新型コロナから学んだこと」として、保健所の役割、新型コロナの特徴、対策のしにくさ、振り返り、新型コロナの流行状況、エピソードなどを、事実に基づき科学的で分かりやすく解説。真摯で誠実な人柄がうかがえました。

県社保協は第 3 分科会「くらし・保健・福祉」を担当しました。コロナ禍における医療・介護・保育の状況と課題について 4 名の報告者とともに会場と Web 参加者と交流しました。

発言者は、岩手民医連の姉帯将宏さんが「コロナ禍



講演する矢野亮佑盛岡市保健所長

における介護サービスの必要性」、岩手医労連の小野寺崇さんが「病院現場の対応を振り返って」、県社会福祉労組の柴田亜希子さんと現職の保育士さんが「コロナ禍における保育士の現状～22 春闘アンケートより～」と題して話をしました。

医療・介護・保育とも密接が避けられない状況下で、想像を絶する困難に直面し、心身ともに疲弊する中、ギリギリのところで奮闘しています。共通して語られたことは、「慢性的な人員不足、全産業よりも低い賃金体系の改善がなければ、使命感や責任感だけでは持たない。すべての皆さんと共同の運動を通じて医療・介護・保育の現場を良くしていきたい」という思いです。

「報告集」は地域総研からブックレットとして出される予定です。ぜひとも手に取って読んでください。